

奈良県障害者計画について

令和6年5月21日

奈良県福祉医療部長 山中 淳史

1. 計画の根拠

「障害者基本法」第11条第2項の規定に基づき都道府県が策定する、障害者の状況等を踏まえた、障害者のための施策に関する基本的な計画

障害者基本法 第11条

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

第5次障害者基本計画 概要

I 第5次障害者基本計画とは

【位置付け】 **政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画**（障害者基本法第11条に基づき策定。また障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定。）

【計画期間】 **令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間**

【検討経緯】 障害者政策委員会（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会）での1年以上にわたる審議を経て、令和4年12月に取りまとめられた**障害者政策委員会の意見に即して**、政府で基本計画案を作成

II 総論の主な内容

1. 基本理念

- 共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

2. 基本原則

- 地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

3. 社会情勢の変化

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
- 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
- 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）

4. 各分野に共通する横断的視点

- 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- 共生社会の実現に資する取組の推進
- 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進
- P D C Aサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

5. 施策の円滑な推進

- 連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

III 各論の主な内容(11の分野)

- | | | |
|-----------------------------|------------------------|---------------------|
| 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 | 5. 行政等における配慮の充実 | 9. 雇用・就業、経済的自立の支援 |
| 2. 安全・安心な生活環境の整備 | 6. 保健・医療の推進 | 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 |
| 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 | 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 | 11. 国際社会での協力・連携の推進 |
| 4. 防災、防犯等の推進 | 8. 教育の振興 | |

IV おわりに(～今後に向けて～)

- ・ 本基本計画は、障害者を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えた上で、施策を総合的・計画的に推進することで、条約が目指す社会の実現につなげる。加えて、障害者への偏見や差別の払拭、「障害の社会モデル」等障害者の人権の確保の上で基本となる考え方等への理解促進に取り組み、多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことが重要であり、政府において各分野の施策を実施する。
- ・ 令和4年9月に、障害者権利委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表され多岐にわたる事項に関し見解等が示されたことを受け、各府省において、本基本計画に盛り込まれていない事項も含め、勧告等を踏まえた適切な検討や対応が求められる。
- ・ 世界に誇れる共生社会の実現を目指して、政府全体で不断に取組を進めていく。

第5次障害者基本計画 概要

V 各論の主な内容

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- 社会のあらゆる場面における障害者差別の解消
 - ・家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組
 - ・障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われることがないよう、取組を推進
 - ・改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進

2. 安全・安心な生活環境の整備

- 移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進
 - ・公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化
 - ・接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進
 - ・歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備
 - ・国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進

3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- 障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進
 - ・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実
 - ・公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実
 - ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣

4. 防災、防犯等の推進

- 災害発生時における障害特性に配慮した支援
 - ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保
 - ・福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保
 - ・障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備

5. 行政等における配慮の充実

- 司法手続や選挙における合理的配慮の提供等
 - ・司法手続(民事・刑事)における意思疎通手段の確保
 - ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保
 - ・国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供

6. 保健・医療の推進

- 精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消
 - ・切れ目のない退院後の精神障害者への支援
 - ・精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築
 - ・精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討

7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- 意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実
 - ・ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保
 - ・障害のあるこどもに対する支援の充実

8. 教育の振興

- インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備
 - ・自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及
 - ・教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進
 - ・病気療養児へのICTを活用した学習機会の確保の促進

9. 雇用・就業、経済的自立の支援

- 総合的な就労支援
 - ・地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援
 - ・雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用
 - ・農業分野での障害者の就労支援(農福連携)の推進

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- 障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備
 - ・障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり
 - ・日本国際博覧会(大阪・関西万博)の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり
 - ・障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり

11. 国際社会での協力・連携の推進

- 文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進
 - ・障害者分野における国際協力への積極的な取組
 - ・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

2. 奈良県障害者計画の概要（現行）

第1部 計画の基本

1. 計画の目標

【目標】

「障害のある人一人ひとりの思いを実現できる奈良県」

2. 施策推進の基本的な考え方

【施策推進の基本的な考え方】

- I 障害のある人に寄り添った生活全般にわたる支援
- II ライフステージを通じた切れ目のない支援
- III 社会参加の促進による自己実現のための支援

3. 計画の期間と位置づけ

- 計画期間：令和2年度から令和6年度（5年間）
- 「障害者基本法」に基づく「都道府県障害者計画」と「障害者総合支援法」に基づく「都道府県障害福祉計画」及び「児童福祉法」に基づく「都道府県障害児福祉計画」を一体的に策定。

第2部 施策体系と施策の方向等

施策8分野

(i) 理解

(ii) 相談

(iii) 生活支援

施策の柱（19施策）

1. 障害のある人への理解の促進

- (1) 障害者理解の促進 (2) 行政機関における配慮

2. 差別の解消及び権利擁護の推進

- (1) 障害を理由とする差別の解消及び虐待の防止の推進 (2) 権利擁護の推進

1. 日常生活全般の相談

- (1) 相談支援ネットワークの構築

2. 障害特性等に応じた相談

- (1) 相談機能の充実

3. 障害福祉サービスの利用に関する相談

- (1) サービス等利用計画の質の向上

1. 障害福祉サービスの充実

- (1) 在宅サービス等の充実 (2) 福祉人材等の確保・育成

2. ネットワークの強化

- (1) 支援ネットワークの形成

施策8分野

(iv) 生活環境

(v) 保健・医療

施策の柱（19施策）

1. 住まいの確保

(1) グループホームの充実等による住まいの確保 (2) 施設入所を必要とする人への支援

2. バリアフリーの推進

(1) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

3. 防犯対策の推進及び消費者被害の防止

(1) 防犯対策の推進 (2) 消費者被害の防止

4. 災害時における支援の充実

(1) 災害時における支援の充実

1. 保健・医療の充実

(1) 医療と福祉の連携の強化 等

2. 療育の推進

(1) 早期発見 (2) 地域療育体制の充実

施策8分野

(vi) 教 育

(vii) 就 労

(viii) 社会参加

施策の柱（19施策）

1. 特別支援教育の充実

(1) インクルーシブ教育の充実 (2) 進路指導の充実

1. 雇用の促進

(1) 職場実習の促進 (2) 障害者雇用の促進

2. 就労の継続

(1) 総合的な就労支援

3. 福祉的就労への支援

(1) 福祉的就労の場の確保 (2) 優先調達推進と工賃の向上

1. 情報アクセシビリティの推進

(1) 意思疎通支援の充実 (2) 情報保障の充実

2. スポーツ・文化芸術活動等の充実

(1) スポーツ活動の充実 (2) 文化芸術活動等の充実

3. 関連条例

奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたり
つながり続ける障害福祉の推進に関する条例

(令和5年4月施行)

条例の概要

障害のある人一人ひとりの思いの実現、障害のある人が希望する暮らし・人生の実現を目指し、障害福祉施策の推進・充実による障害のある人とその家族等を支える体制の強化に加え、困りごと・ニーズを把握し、それらを解決していくため、市町村や関係機関等と連携し、障害のある人や家族等に、生涯にわたって、寄り添いつながり続けながら包括的に支援する体制の構築を行い、もって、

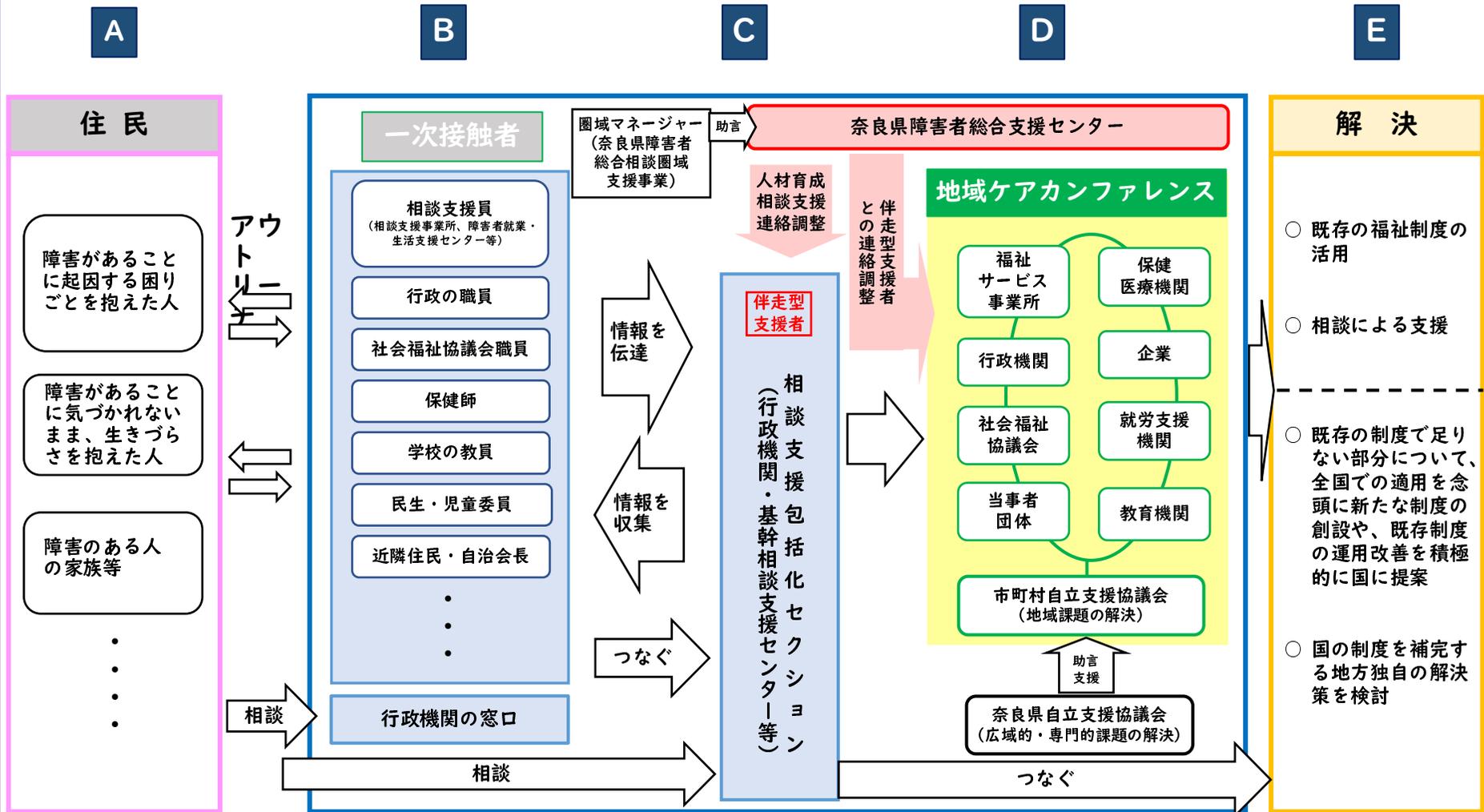
- ・障害のある人が、生涯にわたり、地域社会において人々と関わり合いながら、自らの意思に基づいて自分の生き方を決定し、自分らしく豊かに生きることができる社会

- ・全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して幸せに暮らすことができる社会

を実現する。

支援体制

困りごとを抱える障害のある人及びその家族等に寄り添い“伴走”する意識



4. 改定に向けたスケジュール

○関係団体や施策推進協議会から意見もいただきながら、計画的に策定。

時 期	R5年度			R6年度										R7年	
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～
プロセス	①課題整理・意見聴取						②計画の見直し案の検討				③パブコメ 議会報告			④施行	
【現状の課題整理】			国計画分析									パブリックコメント	議会説明（上程）	（議決）	
			県計画 進捗状況整理												
	団体意見聴取 30団体		とりまとめ・整理												
	アンケート調査 「e古都なら」で実施 メ切		とりまとめ・整理												
【方向性の検討】			取組の方向性の検討												
【計画案の作成】						骨子作成	団体意見聴取	素案作成	最終案作成						
施策推進協議会							●			●					